平成２９年（フ）第１４８９号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1125―706
債務者　斉藤　礼子
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第５号
静岡県浜松市東区小池町443番地の３
債務者　工藤　純一
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
静岡県浜松市浜北区中瀬2635番地の４
債務者　藤川いづみ
1　決定年月日時　平成30年２月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第９号
栃木県佐野市赤坂町297番地１　赤坂アーバンライフＢ―102
債務者　安里　文伸
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成３０年（フ）第１０号
栃木県佐野市赤坂町297番地１　赤坂アーバンライフＢ―102
債務者　安里　晴美（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月27日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１４６９号
東京都立川市高松町３丁目８番９号パル井上303号
債務者　中島　一也
1　決定年月日時　平成30年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月10日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２７年（フ）第３５３５号
大阪市淀川区西中島５丁目７番19号
破産者　株式会社中川設計事務所
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６５号
大阪市住之江区平林北１丁目２番57号
破産者　吉田産業金属販売株式会社
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０００号
大阪市北区野崎町９番10号
破産者　株式会社日食
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６７号
兵庫県尼崎市琴浦町111番地の２ルミエール琴浦202号
破産者　有限会社藤建設
1　決定年月日　平成30年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５７９号
東京都小平市上水本町１丁目29番８―206号、開始決定時の住所東京都小平市小川東町４丁目３番５―302号
破産者　猪俣　政雄
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５８０号
東京都小平市上水本町１丁目29番８―206号、開始決定時の住所東京都小平市小川東町４丁目３番５―302号
破産者　猪俣　和子
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第７２号
三重県鈴鹿市東玉垣町500番地の17　ピディエスＴＡＭＡＧＡＫＩ106号室、開始決定時の住所三重県鈴鹿市下箕田４丁目16番23号
破産者　中瀬　竹志
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１０５１号
埼玉県行田市清水町５番地16　行田駅前ハイツ501、破産手続開始時の住所埼玉県鴻巣市逆川２丁目７番23―302号　グラン・コート鴻巣Ⅱ
破産者　松本　　洋
1　決定年月日　平成30年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３９号
群馬県高崎市新町2151番地19　アプリコット・ペア101号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市新町1721番地６
破産者　須藤　正之
1　決定年月日　平成30年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部